

10月 は 土地月間 です

ご存じですか？ 10月 は 土地月間、 10月 1日 は 十と一『土』で 土地の日 です。 土地基本法では、 土地についての 4つの 「基本理念」 を 定めています。

1 公共の福祉が優先します

限られた貴重な資源である土地。自分の土地であっても、利用の仕方によっては周辺地域に大きな影響を与えます。土地は公共性の強いものであり、その利用には公共の福祉を優先することによる制限や負担が必要です。

2 計画に従った適正な利用が大切です

土地利用は、その土地だけでなく、周囲の地域全体も考えて最もふさわしい活用であるかどうか問われます。「都市計画」など土地利用についての計画を定め、計画に適合した利用を行うことが求められます。

3 投機的な土地取引はいけません

土地を投機の対象としてはいけません。価格の異常な上昇を招くばかりでなく、利用されないままの土地も増えてしまいます。本当に土地を必要とする人が、正常な取引価格で取得できることが大切です。

4 利益に応じた適切な負担が求められます

新しい道路の開通や新駅の開業などの公共施設の整備など外部の要因によって土地の価格が上昇することがあります。このような周辺状況の変化によって土地の価格が増大し得られる利益は、公平性の確保のためにも受ける利益に応じた適切な負担が求められます。

豊かな暮らしを実現するため、土地の有効利用をみんなで考えましょう。